

○ 財務省告示第9号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号)第7条第3項の規定に基づき、令和6年12月20日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年1月10日

財務大臣臨時代理

国務大臣 村上誠一郎

1	名称及び記号	国庫短期証券(第1276回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
5	発行額	額面金額で1,708,190,000,000円
6	最低額面金額	50,000円
7	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
8	発行日	令和6年12月20日
9	発行価格	額面金額100円につき99円52銭
10	償還期限	令和7年12月22日

ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に  
償還金を支払う。

- |    |            |                   |
|----|------------|-------------------|
| 11 | 償還金額       | 額面金額 100円につき 100円 |
| 12 | 元金支払場<br>所 | 日本銀行              |
| 13 | 払込期日       | 令和6年12月20日        |